

災害廃棄物処理計画

(策定マニュアルに基づく計画策定事例)

平成 18 年 3 月

○ ○ 市

目 次

はじめに	1
1. 災害廃棄物対策班の設置	1
1) 災害廃棄物対策班の役割と分担	1
2) 連絡体制及びチェックリスト	2
3) 災害廃棄物処理に関する課内（庁内）協議の実施	4
2. 情報収集と広報活動	5
1) 被災住民・建築物及びライフラインの被害状況把握	5
2) 廃棄物処理関連施設の被害状況把握（対応手順）	5
3) 被災住民への広報活動	6
4) 相談・苦情等の処理	6
3. 災害廃棄物量の推計と処理・処分方法	7
1) 災害廃棄物量の推計	7
2) 処理・処分方法の設定	7
3) 有害廃棄物への対応	9
4) 違法な処理・投棄等に対する管理	9
4. 仮置場の確保	9
1) 必要面積の設定	9
2) 候補地の選定	10
3) 候補地の所有者・管理者との協定等の締結	10
5. 仮設トイレの準備	10
1) 仮設トイレの確保	10
2) 仮設トイレの設置・撤去（委託）	11
3) 仮設トイレの汲み取り及び衛生管理	11
4) 汲み取りし尿・汚泥の処理先	11
6. 処理施設に係る防災対応	11
1) 建造物の耐震性審査と耐震強化工事	11
2) 施設の点検・応急対策のマニュアル化と対策の実践	12
7. 他団体との支援・協力体制の整備	12
1) 本市における支援・協力体制	12
2) 埼玉県における支援・協力体制	12

はじめに

当災害廃棄物処理計画は、本市地域防災計画に基づいて策定したものである。

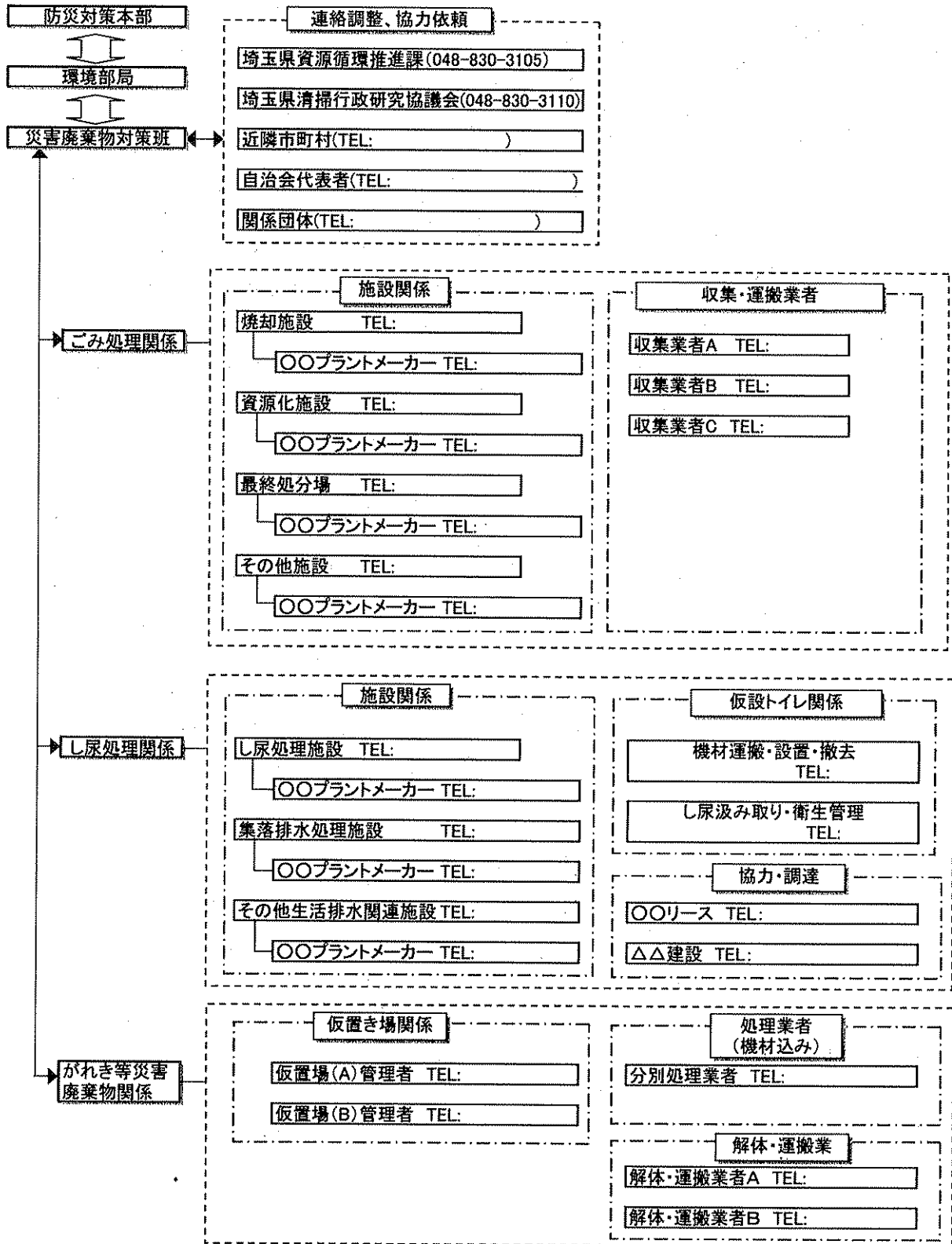
1. 災害廃棄物対策班の設置

1) 災害廃棄物対策班の役割と分担

役割	担当	分担内容
廃棄物統括	環境対策課 課長	<input type="checkbox"/> 防災対策本部（環境部局）との連絡調整 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物に係わる関係機関（県、近隣市町村、 埼清研等）との連絡調整及び協力要請 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物全般に係る調整・指揮・命令 <input type="checkbox"/> 環境監視に係わる環境部局との連携 <input type="checkbox"/> その他
がれき等災害 廃棄物担当	同課 係長	<input type="checkbox"/> 被災状況に基づく災害廃棄物計画の見直しとがれ き等の処理に関する関係部署、機関との連携 <input type="checkbox"/> 仮置場に係わる関係部局との連絡調整 <input type="checkbox"/> がれき等の運搬に係る連絡調整 <input type="checkbox"/> 環境監視（不法投棄、野焼き等）の監視・指導 <input type="checkbox"/> その他
ごみ担当	同課 担当職員 1	<input type="checkbox"/> 被災状況に基づく災害廃棄物計画の見直しとごみ 処理に関する関係部署、機関との連携 <input type="checkbox"/> ごみ処理施設（焼却、資源化施設、最終処分場等） との連絡調整 <input type="checkbox"/> ごみの収集運搬に係る連絡調整 <input type="checkbox"/> ごみの出し方のルール作りと住民・業者への周知 <input type="checkbox"/> 環境監視（不法投棄、野焼き等）の監視・指導 <input type="checkbox"/> その他
生活排水担当	同課 担当職員 2	<input type="checkbox"/> 被災状況に基づく災害廃棄物計画の見直しと生活 排水処理に関する関係部署、機関との連携 <input type="checkbox"/> し尿処理施設（し尿処理施設、集落排水施設等） との連絡調整 <input type="checkbox"/> し尿・汚泥の収集運搬に係る連絡調整 <input type="checkbox"/> し尿・汚泥の収集に対するルール作りと周知 <input type="checkbox"/> 環境監視（不法投棄等）の監視・指導 <input type="checkbox"/> 簡易トイレに係わる関係部局との連絡調整 <input type="checkbox"/> その他

2) 連絡体制及びチェックリスト

(1) 連絡体制



(2)チェックリスト

災害発生時の対応手順チェックリスト

【第1段階】発生直後から数時間後における対応		
<input type="checkbox"/> 職員の安全確認 <input type="checkbox"/> 職員登庁の可否の確認 <input type="checkbox"/> 災害対策本部設置の確認と災害廃棄物対策班の位置づけ確認 <input type="checkbox"/> 災害対策本部を中心とした連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> その他		
【第2段階】災害発生当日における対応		
○ 災害対策班の体制、役割分担の再確認(役割分担に関しては新たな情報に基づき随時見直し)		
○ 被害状況に関する情報の収集(随時、新たな情報の追加収集)		
	<input type="checkbox"/> 災害発生地域の把握 <input type="checkbox"/> 家屋区分ごとの全・半壊家屋数の確認 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁等の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 下水道の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> その他	
	○ 避難所に関わる情報の収集	<input type="checkbox"/> 避難場所のリスト、位置の確認 <input type="checkbox"/> 避難場所ごとの避難住民(家族)数の確認 <input type="checkbox"/> その他
	○ 廃棄物処理施設に関する情報の収集	<input type="checkbox"/> 焼却施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> し尿処理施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> その他ごみ処理施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> その他
	被害状況の報告 埼玉県資源循環推進課 (TEL:048-830-3105)	・運転不能の場合、応援要請(県、埼玉研、近隣自治体) ・各施設のプラントメーカーに復旧あるいは点検・補修の要請
【第3段階】震災発生後1日から3日間における対応		
○ 被災状況に応じた災害廃棄物計画の見直し(随時、新たな情報をもとに見直し)		
	<input type="checkbox"/> 既定連絡体制の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定災害廃棄物量の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定処理・処分フローの確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定収集区分・収集方法の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定仮置場の場所、面積の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定仮設トイレ設置数の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> その他	
	○ ごみ収集に関する対応	<input type="checkbox"/> 収集運搬業者と対応の確認(収集品目、収集エリア、ごみの搬入先等) <input type="checkbox"/> 住民にごみの出し方の周知(周知方法の確認(自治会、メディア、防災無線等)) <input type="checkbox"/> 収集運搬に係る協力要請 <input type="checkbox"/> その他
	○ 仮設トイレに関する対応	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ運搬・設置業者と対応の確認 <input type="checkbox"/> 業者と取り及び衛生管理に関する対応の確認 <input type="checkbox"/> し尿収集運搬に係る要請(周辺自治体等) <input type="checkbox"/> 仮設トイレに係る要請(リース会社、建設業者、周辺自治体等) <input type="checkbox"/> その他
	○ 仮置場に関する対応	<input type="checkbox"/> 仮置場管理者に対して使用許可の申請 <input type="checkbox"/> 分別等処理業者と対応の確認(仮置場の管理方法、機材関係等) <input type="checkbox"/> 仮置場に関する協力要請 <input type="checkbox"/> その他
	○ 相談・苦情窓口の設置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部との連携確認 <input type="checkbox"/> 対策班における対応の確認 <input type="checkbox"/> その他
【第4段階】震災発生後4日から1週間における対応		
	○ ごみの収集関係	<input type="checkbox"/> 収集運搬業者と対応の確認 <input type="checkbox"/> 住民にごみの出し方の周知 <input type="checkbox"/> その他
	○ 家屋の解体に関する対応	<input type="checkbox"/> 解体希望家庭への手続き等の周知 <input type="checkbox"/> 解体業者の登録 <input type="checkbox"/> その他
	○ 違法処理・投棄に対する監視体制の整備	<input type="checkbox"/> 環境部局との連携確認 <input type="checkbox"/> 体制及び役割の確認 <input type="checkbox"/> その他
		【緊急連絡先】 ・災害対策本部 TEL: _____ ・埼玉研 TEL:048-830-3110 ・埼玉県資源循環推進課 TEL:048-830-3105 (夜間・休日) TEL:090-2224-4056 ・近隣自治体 TEL: _____ ・自治会代表 TEL: _____ ・関係団体 TEL: _____

3) 災害廃棄物処理に関する課内（庁内）協議の実施

必要最小限の重要な対応策やその手順等について、短時間でも関係者同士で話し合う機会を常日頃から持つために、以下のスケジュールで課内ミーティングを年2回、関係課合同の庁内ミーティングを1回開催する。

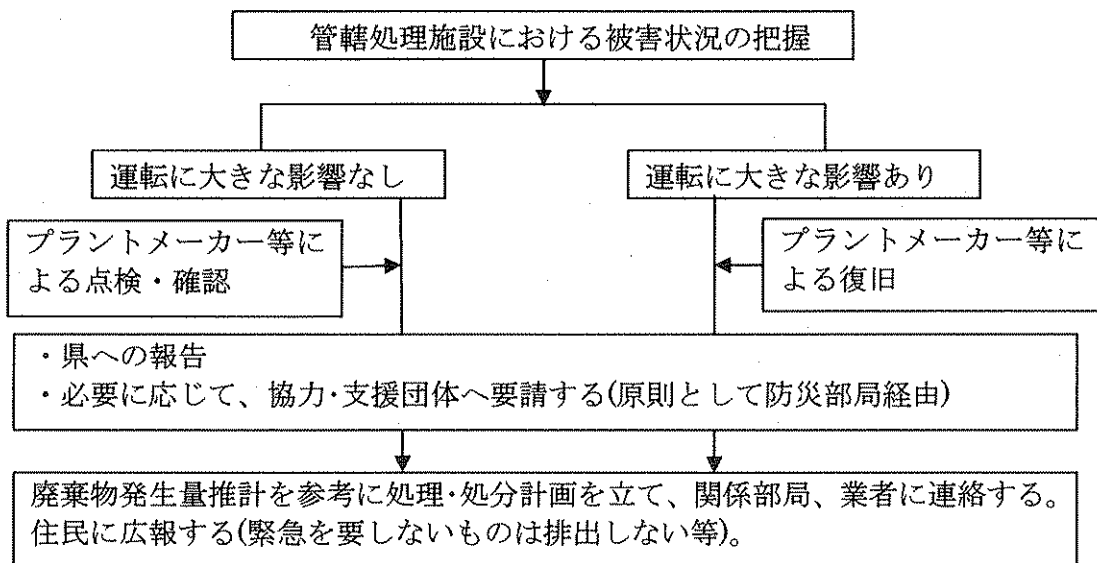
実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1.課内ミーティング (災害廃棄物担当課及び廃棄物処理施設関係者等)	○						○					
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の内容、役割分担等の確認 ・計画の修正・追加・検討内容の確認と実施スケジュールの策定 						<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係各課との調整を踏まえた、廃棄物処理計画の見直し 					
2.関係課を交えた庁内ミーティング						◎						
3.災害廃棄物に関わる事前検討	←-----→											
① 役割分担の確認												
② 連絡体制の確認												
③ 関連する民間業者、協力業者との協力体制の確認												
④ 災害時におけるごみの収集ルールの策定												
⑤ 施設の補修・点検日程等の確認												
⑥ 災害廃棄物量の推計												
⑦ 仮置場の確保（必要面積の設定、候補地の選定等）												
⑧ 仮設トイレ（備蓄、調達等）に関する確認												
⑨ 関連施設の視察、機材の確認 施設の点検・応急対策をマニュアル化とマニュアルに沿った訓練の実施												
4. 庁内ミーティングを踏まえた計画の見直し							←-----→					

2. 情報収集と広報活動

1) 被災住民・建築物及びライフラインの被害状況把握

必要な情報	情報入手先	情報の内容	情報の活用・伝達
ライフライン関連	・災害対策本部	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道の被害 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁等の被害等	<input type="checkbox"/> ごみ処理施設稼働への影響の確認 <input type="checkbox"/> がれき等の収集運搬への影響の確認
災害廃棄物関連	・災害対策本部	<input type="checkbox"/> 災害発生地域の把握 <input type="checkbox"/> 家屋区分ごとの全・半壊家屋数等	<input type="checkbox"/> 発生量の見直し <input type="checkbox"/> 仮置場の指定と面積の確保
ごみ処理関連	・災害対策本部 ・ごみ処理中間処理施設 ・最終処分場	<input type="checkbox"/> 焼却施設等ごみ処理施設の被害状況の把握	<input type="checkbox"/> ごみ収集に関する住民への周知内容の検討 <input type="checkbox"/> 収集・運搬業者への指示 <input type="checkbox"/> ごみの搬入処理先の確保
し尿処理関連	・災害対策本部 ・し尿処理関係施設	<input type="checkbox"/> 避難場所のリスト、位置、被災住民の数 <input type="checkbox"/> 下水道の被害状況 <input type="checkbox"/> し尿処理施設等の被害状況の把握	<input type="checkbox"/> 仮設トイレの設置箇所、種類、数（簡易トイレの配布先、数）の決定 <input type="checkbox"/> 仮設トイレ設営に関する指定業者への指示 <input type="checkbox"/> 収集・運搬業者（衛生管理含む）への指示 <input type="checkbox"/> 汲取りし尿等搬入処理先の確保

2) 廃棄物処理関連施設の被害状況把握(対応手順)



3) 被災住民への広報活動

広報内容		広報手段
事前	<input type="checkbox"/> 生活ごみの排出ルール <input type="checkbox"/> がれき等の排出方法 <input type="checkbox"/> し尿の収集方法 <input type="checkbox"/> 環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）の排出方法	<input type="checkbox"/> 広報等
災害発生直後 発生当日、翌日	<input type="checkbox"/> 緊急の排出方法 <input type="checkbox"/> 災害の程度による分別の徹底指導	<input type="checkbox"/> 自治会長を通じた ロコミ伝達（回覧板） <input type="checkbox"/> 収集場所への掲示
災害発生後 2～ 3日	<input type="checkbox"/> 分別・排出方法、排出日時等の知らせ <input type="checkbox"/> し尿の汲み取り <input type="checkbox"/> がれきの処理・解体（違法業者等に 惑わされないよう注意を喚起）	<input type="checkbox"/> 自治会長を通じた ロコミ伝達（回覧板） <input type="checkbox"/> 収集場所への掲示 <input type="checkbox"/> 新聞チラシ <input type="checkbox"/> 防災用放送 <input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ放送 <input type="checkbox"/> 対策課窓口
災害発生後 1 週間程度	<input type="checkbox"/> がれきの処理・解体（処理業者の紹介、補助制度等）	<input type="checkbox"/> 自治会長を通じた ロコミ伝達（回覧板） <input type="checkbox"/> 収集場所への掲示 <input type="checkbox"/> 広報ビラ

4) 相談・苦情等の処理

(1) 相談・苦情窓口の設置

- ① 苦情受付方法：電話、インターネット、直接（市役所、避難所）
- ② 対応方法：災害廃棄物処理班の職員も参加（市災害対策本部において総合的に対応）

(2) 相談・苦情内容の想定

相談・苦情等に対しては、震災の発生状況に応じて対応することになるが、ある程度想定される内容事前に対応を検討しておくものとする。

- ① 分別方法等排出方法に関わる質問

- ② 施設への直接搬入に関する質問
- ③ がれき等の処理に係る相談
- ④ 不法投棄・野焼きの苦情
- ⑤ 登録業者（運搬、解体業者）の紹介
- ⑥ その他

3. 災害廃棄物量の推計と処理・処分方法

1) 災害廃棄物量の推計

本市の地域防災計画において想定している震災被害に基づき、がれき等の廃棄物の発生量をあらかじめ想定しておく。床面積当たりの震災廃棄物の発生源単位は阪神淡路大地震時の原単位を用い、実際の被害状況に合わせて見直すものとする。

家屋区分		被害状況 (戸数)	平均的な 床面積 (m ²)	床面積当 たり重量 (t/m ²)	床面積当 たり体積 (m ³ /m ²)	重量 (t)	体積 (m ³)
木造 家屋	全壊	100	100	0.571	0.84	5,710	8,400
	半壊	200				5,710	8,400
	計	300				11,420	16,800
鉄骨(S造) (住宅)	全壊	5	200	1.271	0.958	1,271	958
	半壊	20				5,084	3,832
	計	25				6,355	4,790
鉄骨(S造) (事務所)	全壊	3	500	0.59	0.50	885	750
	半壊	5				1,475	1,250
	計	8				2,360	2,000
鉄筋コンク リート (RC造)	全壊	0	2,000	1.566	1.20	0	0
	半壊	3				9,396	7,200
	計	3				9,369	7,200
合計	全壊	108	—	—	—	7,866	10,108
	半壊	228				21,665	20,682
	計	336				29,531	30,790

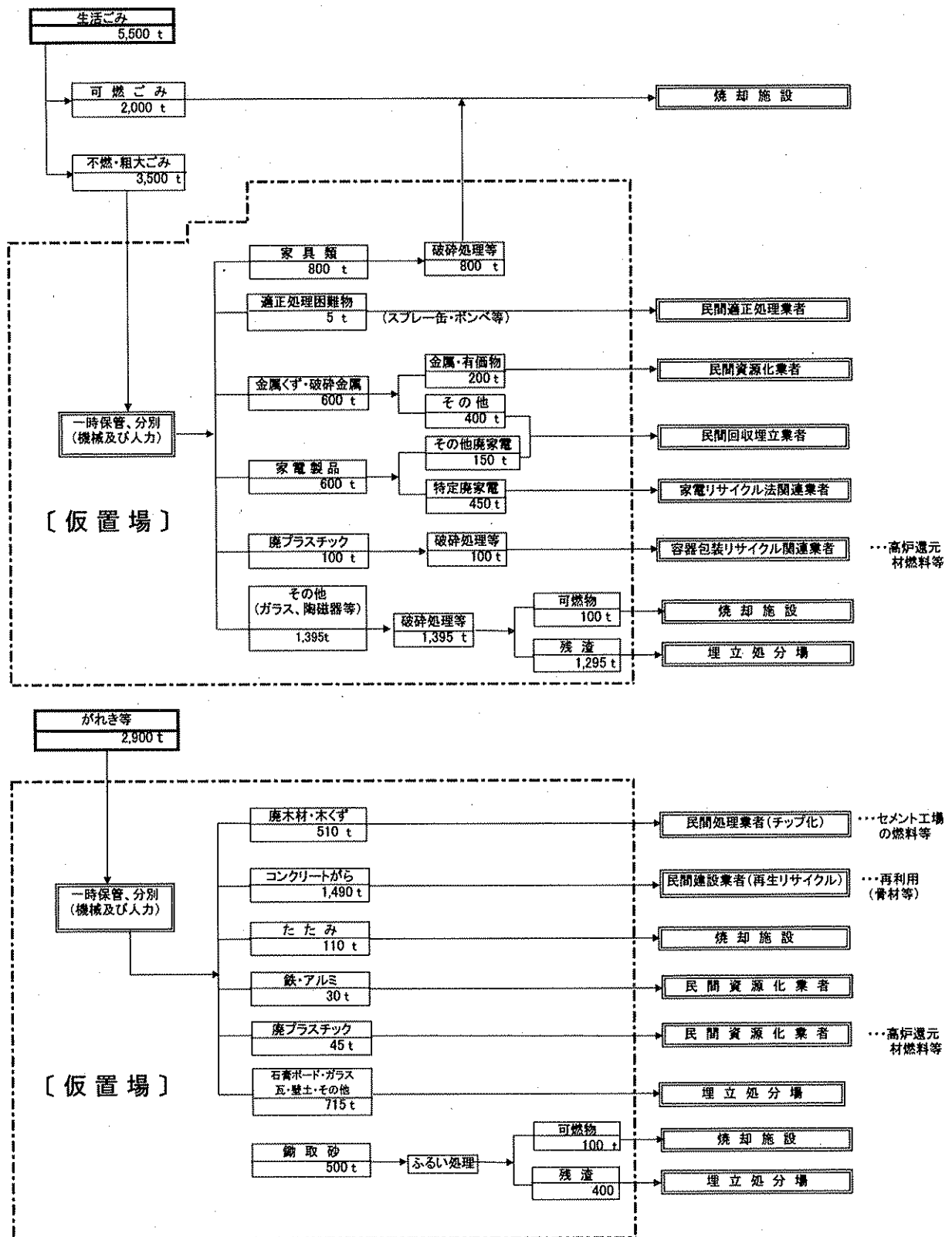
※家屋区分ごとの平均的な床面積を固定資産台帳等により事前に把握しておく。

※半壊家屋の重量・体積は全壊家屋の1/2とする。

※災害対策本部の情報を基に被害状況を把握する。

2) 処理・処分方法の設定

上記の想定震災廃棄物に対する、処理・処分フローは以下のとおり事前に想定しておくが、実際の被害状況に合わせて見直すものとする。



災害時における廃棄物(し尿処理を除く)の処理・処理フロー

3) 有害廃棄物への対応

災害時に対応が必要な有害廃棄物としては以下のようなものが上げられるが、その具体的な対応方法については、国・県等の指導及び事例を参考に検討していくものとする。

- (1) アスベスト… 被災建築物の解体によって発生
- (2) ダイオキシン・PCB… プラスチック等の野焼き、簡易焼却炉の灰等
- (3) 医療廃棄物、水銀・カドミウムを含む産業系スラッジ等

4) 違法な処理・投棄等に対する管理

災害時の混乱に乗じた違法な処理・投棄等に対しては以下のような対応を講じていくものとし、その具体的な方法については関係機関と事前に検討するものとする。

- (1) 住民への広報活動
- (2) 委託業者への協力要請及び運搬・解体業者の登録方法の明確化
- (3) 運搬、解体業界への協力要請
- (4) 監視体制（警察の関与）

4. 仮置場の確保

1) 必要面積の設定

がれき等の震災廃棄物の発生量に基づき必要な仮置場の面積をあらかじめ想定しておく。1ha当たりの仮置可能量の目安が20,000m³であることを基に、木造、非木造、火災焼失廃棄物ごとに仮置場の必要面積を想定し、実際の被害状況に合わせて見直すものとする。

種類	発生災害廃棄物量 (A) (t)	比重 (B)	災害廃棄物の容量 (C) (A) / (B) (m ³)	単位面積あたりの有効容量※ (m ³ /ha)	仮置場の必要面積 (C) / 20,000 (ha)
木造	10,000	0.60	≒17,000	20,000	0.85
非木造	10,000	1.00	≒10,000	20,000	0.50
火災焼失	10,000	0.23	≒43,500	20,000	2.18
合計	30,000	—	≒70,500	—	3.53

※1ha(10,000m²)×0.5(敷地の半分)×4m(平均積み上げ高)=20,000m³/ha

2) 候補地の選定

- ・二次災害の恐れのない場所
- ・廃棄物発生と処理・処分(外部搬出を含む)との繋がりが良い場所
- ・効率的な搬出入ルート及び幅員が確保できる場所
- ・周辺環境にとって交通・作業に伴う騒音等の影響が軽微な場所
- ・仮置場の用途に必要な面積が確保できる場所

No	名称	面積(ha)		がれき仮置き可能量の目安 (m ³)	他の用途指定	所有者・管理者との調整	備考
		総面積	有効面積				
1	〇〇公園	1.00	1.00	20,000	避難所	調整済	
2	□□処分場	1.50	0.50	10,000		調整済	
3	△△調整地	0.50	0.50	10,000	仮設住宅	調整中	
4	××開発予定地	1.20	1.20	24,000		交渉中	
合計		4.20	3.20	64,000	—	—	—

3) 候補地の所有者・管理者との協定等の締結

仮置場としての使用が正式に認められていない候補地に対しては、所有者、管理者と定期的に交渉を続ける。なお、他の用途と重複している候補地に対しては庁内の関係部局との調整を定期的に図っていくものとする。

5. 仮設トイレの準備

1) 仮設トイレの確保

仮設トイレは事前の備蓄、下水道型トイレの整備、リース会社、建設会社等からの調達及び他自治体等からの応援で賄っていくものとする。

避難場所	最大収容人員 (人)	仮設トイレ (備蓄数)		下水道 トイレ	不足仮設トイレ	
		組立式	簡易		数量	調達先
A	500	2	100	1	20	〇〇リース
B	500	2	100	0	20	〇〇リース
C	500	2	100	1	20	リース□□
D	500	2	100	0	20	△△商事
合計	2,000	8	400	2	80	

(1) 備蓄 (種類、数、仮置き場等)

- ① 組立式災害対策用トイレ… 洋式・和式、身体障害者対応型等

- ② 箱型仮設トイレ… 同上
- ③ 簡易(ポータブル)トイレ… 焼却可能型等

(2) 整備

下水道型トイレ(し尿を下水道本管に「ます」を経由して直接接続する方式)等を災害時を想定して随時整備していく。

(3) 調達、応援(リース会社、建設会社、他自治体からの応援)

仮設トイレの主な調達先

リース会社	所在地	TEL/FAX	調達可能基数(基)
1.〇〇リース			50
2.リース□□			30
3.△△商事			20

2) 仮設トイレの設置・撤去(委託)

仮設トイレの設置・撤去作業委託先

業者名	所在地	TEL/FAX	担当避難所
1. 〇〇土建			避難所A、B
2. □□建設			避難所C、D

3) 仮設トイレの汲み取り及び衛生管理

仮設トイレの汲み取り及び衛生管理の委託先及び応援先

名称	所在地	TEL・FAX	バキュームカーの所有台数	担当避難所
〇〇サービス			1	避難所A

その他の避難所については、埼玉県清掃行政研究協議会における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定に基づき他団体の応援により対応する。

4) 汲み取りし尿・汚泥の処理先

汲み取りし尿・汚泥の処理先は市のし尿処理施設とする。本施設が震災により使用不能となった場合は、協定に基づき他団体のし尿処理施設へ搬入する。なお、公共下水道管路への投入についても関係機関と事前に協議を行っていくものとする。

6. 処理施設に係る防災対応

1) 構造物の耐震性審査と耐震強化工事

本市に係るごみ処理施設の耐震対策の状況は以下の通りとなっている。基準を満たしていない施設に対しては耐震診断を実施し、その結果を持って早急に耐震対策を施すものとする。

管理主体	施設名	竣工年度	新耐震基準	耐震診断	耐震対策
△△組合	焼却施設	昭和54年度	未達成	実施	実施
〇〇市	リサイクルセンター	平成5年度	達成	—	—
□□組合	し尿処理施設	昭和50年度	未達成	未実施	未実施
△△組合	最終処分場	平成元年度	達成	—	—

2) 施設の点検・応急対策のマニュアル化と対策の実践

プラントメーカーの指導及び運転管理委託業者との連携のもとに、震災時の施設の点検・応急対策を検討すると同時に、簡便な形でマニュアル化する。また、運転管理委託業者の参加のもとに定期的にマニュアルに沿った模擬点検・応急対策訓練を実施する。

7. 他団体との支援・協力体制の整備

1) 本市における支援・協力体制

本市では、〇〇県〇〇市、□□県□□市及び△△県△△市と災害時の相互応援協定を締結している。協定書に廃棄物の特記はなく一般規定であるが、必要に応じ応援依頼等要請する。

また、埼玉県清掃行政研究協議会の災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定により県内他市町村の協力を得る。

2) 埼玉県における支援・協力体制

埼玉県が締結している協定（下表）もあるので、県を通じ協力を仰ぐ。

また、彩の国資源循環工場（PFI施設）も活用していく。

団体名	協定の名称	協定の概要
八都県市首脳会議	災害時相互応援に関する協定	ごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
関東地方知事会	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿処理に関する施設又は業務の提供若しくはあっせん
全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	廃棄物の特記はなく一般規定
(社) 埼玉県産業廃棄物協会	地震等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分

災害復旧事業に対する支援制度

I 災害廃棄物とは

災害によって一時的に大量に発生した廃棄物をいう。

国庫補助制度では、このような災害廃棄物について、市町村及び一部事務組合が生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために実施する事業や、災害により被害を受けた廃棄物処理施設の災害復旧のための事業を補助対象としている。

II 支援制度概要

1 補助金：災害廃棄物処理事業国庫補助金（環境省所管）

- (1) 交付対象団体 市町村及び一部事務組合
- (2) 交付対象事業
 - ア 災害廃棄物の収集、運搬、処分に係る事業（委託先は民間事業者市町村及び一部事務組合）
 - イ 仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業
- (3) 補助率 2分の1

2 補助金：廃棄物処理施設災害復旧費補助金（環境省所管）

- (1) 交付対象団体 地方公共団体（一部事務組合を含む）及び広域臨海環境整備センター
- (2) 交付対象事業 地方公共団体（一部事務組合を含む）及び広域臨海環境整備センターが設置した廃棄物処理施設の災害復旧事業（事務所、倉庫、公舎等の施設は除く）
- (3) 補助率 2分の1（新潟県中越地震による被害を受けた施設は10分の8）

3 地方債：災害復旧事業債

- (1) 起債対象事業
 - ア 補助災害復旧事業 法に基づき国が補助または負担する災害復旧事業
 - イ 直轄災害復旧事業 国が直接行う災害復旧事業（地方負担分）
 - ウ 単独災害復旧事業 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業や対象外施設の災害復旧事業、国庫補助（負担）制度のない施設の災害復旧事業、災害基本法に基づく地方税等の減免及び災害対策事業、地方公営企業等に係る小災害復旧事業、火災復旧事業

(2) 充当率及び交付税措置率

補助(負担)金の種類		過年度 (%)		現年度 (%)	
		起債充当率	交付税措置	起債充当率	交付税措置
補助災害	公共土木施設等	90	95	100	95
	農地農林施設	70		80	
直轄災害	公共土木施設等	90	95	100	95
	農地農林施設	70		80	
単独災害	公共土木施設等	100	47.5～	100	47.5～
	農地農林施設	65		85.5	
	地方公営企業等	100	なし	100	なし
	火災復旧事業	100	なし	100	なし

※ 普通交付税算定期日後に生じた災害等のため、特別の財政需要の増加又は財政収入の減少がある場合、特別交付税の対象となる場合がある。

II 災害廃棄物処理事業費補助金・廃棄物処理施設災害復旧費補助金フロー

1 電話による報告

- ・災害が発生し、被害内容が国庫補助対象に該当するものと思料される場合、被害の概況、被害の概算額等について、被災団体から県を経由して環境省廃棄物対策課に電話で報告。

2 災害報告書の提出

- ・災害廃棄物処理事業費補助金は「災害廃棄物処理事業の報告について」、廃棄物処理施設災害復旧費補助金は「廃棄物処理施設被害状況の報告について」を作成し、原則として災害発生後14日以内に県を経由して環境大臣あて提出。

3 実地調査の実施

- ・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日会発第737号）により災害現場において実地調査を行う。
- ・環境省調査官に対し、関東財務局職員が立ち会う形式で実地調査を行い、災害現場の調査や災害報告書の内容等について、被災団体からリスニングを行う。
- ・豪雨等による水害で、既に水が引いて現地が復旧されている場合は、記録写真、雨水量のデータ等を基に机上にて調査を行う場合がある。
- ・実地調査終了後、環境省調査官と関東財務局職員が協議を行い査定額を決定。両省の職員が実地調査報告書に査定額を記入し、被災団体に対し即日伝達される。

4 国庫補助対象事業限度額表の通知

- ・実地調査の査定額に基づき、環境省より国庫補助対象事業限度額表が通知される。
- ・補助予定額は、各交付要綱の交付額の算定方法により事業費の2分の1となる。

5 国庫補助金交付申請書の提出

- ・各交付要綱の様式により、限度額通知に定められた期限までに環境省へ交付申請書を提出する。（通常は、事業完了後に実績報告書を併せた精算交付申請書を提出するが多い。）

6 国庫補助金交付決定及び確定通知書の通知

- ・環境省に交付申請書が到達した日から原則として7週間以内に交付決定通知書及び確定通知書が通知される。

7 国庫補助金請求書の提出

- ・被災団体は県出納長あてに国庫補助金請求書を上記5及び6の書類の写しを添付して提出する。

8 支払計画表の示達

- ・財務省会計センターより県出納長あてに国庫補助金の支払計画表が示達される。

9 国庫補助金の支出

- ・支払計画表の示達日以降に環境省から被災団体に対し国庫補助金が支出される。

○ 関係法令

- ・災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費の取扱いについて（平成16年10月6日環廃対発第041006002号）
- ・災害廃棄物処理事業費の国庫補助金について（平成16年10月6日環廃対第041006001号）
- ・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（平成17年3月17日環廃対第050317002号）

Ⅲ 災害報告書の作成に係る留意事項

災害廃棄物処理事業費（し尿処理）関係

1 事業費算出について

- ① 生し尿の汲み取り分に限定されるため、浄化槽分の汲み取り量は対象外。
- ② 職員の超過勤務手当等の人件費や事業に係る諸経費は対象外。
- ③ 各便槽容量の合計量の2分の1の量が対象となる。

2 添付資料について

(1) 行政区域図について

縮尺 1/25,000 ～ 1/50,000 の白地図等に以下の項目を図示又は明示すること。

- ① 被災区域の色分け
- ② 汲み取り箇所及び冠水区域（道路冠水区域等）
- ③ 下水道処理区域（整備区域と未整備区域の範囲を示す。）
- ④ 雨量観測地点
- ⑤ 罹災写真の撮影位置
- ⑥ 行政界

(2) 被災写真について

収集作業、あふれた便槽の様子、汲み取り状況など出来る限り詳細にカラー写真で撮影すること。（デジタルカメラ可）

(3) その他参考となる資料について

- ① アメダス日報（気象庁観測所データ）
- ② 消防署等において自治体独自で計測した降雨量のデータ
※ 区域全体を網羅したもので、少なくとも4箇所以上で観測されたデータ
- ③ 上記のデータが正確に計測されたことを保証する証明書（原本証明書や首長から環境大臣あての確約文書）
- ④ 台風進路図（関東地域が拡大されたもの。）
- ⑤ ライフラインの寸断など罹災状況を伝える新聞記事等の写し
- ⑥ 自治体の手数料条例
- ⑦ 業者委託によりし尿処理を行った場合、委託契約書、委託業者の運行日誌、確実に汲み取りを行った証明（伝票や集計表等）、汲み取りし尿の処分先（し尿処理施設）の計量証明書等の写し

災害廃棄物処理事業費（ごみ処理）関係

1 事業費算出について

- ① 直営による回収費用（労務費）は対象外だが、委託による場合は対象。
- ② 豪雨により河川等から流出した廃棄物は河川管理者が処分すべきものなので対象外。
この場合、家庭から排出されたものか河川等から排出されたものか判断が難しいため被災写真等により判断を行い実地調査の際に査定し、按分する。
- ③ 廃家電の処理費用については、別途算出する。

2 添付資料について

(1) 行政区域図について

災害廃棄物の一時保管場所を明示する。それ以外は、前頁「し尿処理」と同じ。

(2) 被災写真について

ごみ集積所、収集作業、一時保管場所での保管状況など出来る限り詳細にカラー写真で撮影すること。(デジタルカメラ可)

(3) その他参考となる資料について

業者委託によりごみ処理を行った場合、委託契約書の写し等を添付。その他は「し尿処理」

①～⑥までと同じ。

廃棄物処理施設災害復旧費関係

1 事業費算出について

一般廃棄物処理施設において、廃棄物を処理するラインに直接影響を及ぼす設備に係る復旧費用についてのみ対象となる。そのため警備機器、業務用以外のエレベーター、空調関係機器関係の修理費用及び冠水した公用車等の修繕費用等は対象外となる。

2 添付資料について

(1) 行政区域図について

被災施設の位置を明示すること。それ以外は、前頁「し尿処理」と同じ。

(2) 平面配置図

縮尺 1/100 ～ 1/500 程度の平面配置図に被災部分、浸水区域、写真撮影箇所を図示又は明示すること。

(3) 被災写真について

損傷、浸水箇所等について出来る限り詳細に撮影し平面配置図に撮影位置を明示すること。

(デジタルカメラ可)

(4) その他参考となる資料について

各設備の復旧工事の見積書の写しを添付。その他は「し尿処理」①～⑥までと同じ。

※ 豪雨による災害の場合、気象データにおいて一時間当たりの降雨量が15mm、一日当たりの降雨量が150mmを超えていなければ災害認定されない。

IV 補助事例

事例1：災害廃棄物処理事業費補助金（し尿処理） 越谷市

1 被災状況

平成16年10月9日の台風22号の影響により、越谷市において床上浸水32戸、床下浸水479戸、道路冠水26箇所及び便槽浸水466戸の被害があった。

大型の台風22号は日本列島に沿って北上し、9日18時21.5ミリの豪雨となり24時間雨量が176ミリを記録した。

2 災害廃棄物処理の対応

(1) 施行内容

浸水便槽の処理については、環境衛生上の見地から委託業者（6社）の協力を得て優先的に汲み取りを行い、汚物の流出、悪臭、伝染病等の発生を未然に防止した。

9日未明より市内12地区466件、165,900.0リットルの雨水の汲み取りを実施し、東埼玉資源環境組合のし尿処理施設において処理を行った。

汲み取りに係る手数料1,520,177円については「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第13条第3項の規定により免除し、全額市負担とした。

(2) 施行方法

請負（委託）

(3) 事業場所

越谷市内一円（浸水地区）

(4) 事業実施期間

平成16年10月9日～10月13日

3 補助事業の概要

(1) 関係法令等

- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱
- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い
- ・内閣府、構成労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

(2) 区分

し尿処理

(3) 事業費内訳

① 総事業費（実支出額）	1,520,177円
② 国庫補助対象事業限度額	411,000円
③ 国庫補助基本額	822,000円
④ 精算交付申請額	411,000円
⑤ 交付決定（確定）額	411,000円（対象経費の1/2）

事例 2：災害廃棄物処理事業費補助金（ごみ尿処理） 川口市

1 被災状況

平成17年8月12日の午前9時から数時間の極めて短時間に川口市内の各所で局地的な集中豪雨が発生した。最も降雨量の多かった神根地区にある市消防本部北消防署神根分署では、最大60分雨量が97ミリ、日積算で224.5ミリを記録した。

この集中豪雨による住家の被害は、床上浸水103戸、床下浸水206戸となり市内浸水区域からおよそ600㎡の災害廃棄物が発生した。

2 災害廃棄物処理の対応

(1) 施行内容

発生した災害廃棄物については、翌8月13日から緊急体制で直営車両により収集運搬し、川口市戸塚環境センター西側遊水地に一時保管を行った。

一時保管した災害廃棄物は、多量であること、未分別であることから市有のごみ処理施設での処理が困難なため、県内の民間許可業者に委託処理（焼却）を行い、処理に伴い発生した焼却灰については、川口市朝日環境センターにおいて熔融スラグ化した。なお、災害廃棄物のうち特定家庭用機器再商品化法対象物（廃家電）については、同法に基づき委託処理を行った。

この災害廃棄物の処理を行った結果、被災地区における悪臭、伝染病等の発生の未然防止と速やかな生活環境の確保を図れた。また、委託により処理した結果、日常の処理能力の確保による安定的な処理施設の運営を図ることができた。

※ 災害廃棄物排出量の内訳は、廃家電以外の災害廃棄物が72.8t、廃家電が4品目合計で50台。

(2) 施行方法

① 収集運搬及び一時保管について

直営

② 処分について

- ・災害廃棄物の分別及び焼却処理等については、請負（委託）。
- ・焼却処理に伴い発生した焼却灰の熔融スラグ化は、直営。

(3) 事業場所

川口市内一円（浸水地区）

(4) 事業実施期間

平成17年8月13日～10月13日

3 補助事業の概要

(1) 関係法令等

- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱
- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い
- ・災害時における廃家電製品の取扱いについて
- ・内閣府、構成労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

(2) 区分

ごみ処理

(3) 事業費内訳

① 総事業費（当初報告時）	7,742,000円
② 国庫補助対象事業限度額	3,871,000円
③ 実支出額	3,304,612円
	（廃家電以外 3,056,760円 廃家電 247,852円）
④ 国庫補助基本額	3,304,000円
⑤ 精算交付申請額	1,652,000円
⑥ 交付決定（確定）額	1,652,000円（実支出額の1/2）

事例3：廃棄物処理施設災害復旧費補助金 川口市

1 被災状況

平成17年8月12日の午前9時から数時間の極めて短時間に川口市内の各所で局地的な集中豪雨が発生し、同市が平成14年度に国庫補助事業により建設したリサイクルプラザ棟の資源化施設の一部と地下駐車場に雨水が浸水した。その結果、資源化施設は約20～30cm冠水し、地下駐車場は136cm冠水した。

浸水の影響により資源化施設の電気系統、エレベーター（3基）、警備機器、消防設備、公用車7台の設備等が罹災し、損傷を受けた。

2 廃棄物処理施設災害復旧の対応

(1) 施行内容

翌8月13日未明から市職員により排水作業を行い、同日21時に完了したが、罹災設備等の損傷はひどく、各箇所の修繕のため、雨水・湧水ポンプ復旧工事、自動火災報知設備工事、非常放送設備工事、幹線・動力設備工事、屋内消火栓設備工事、業務用エレベーター復旧工事等を行い、施設の通常運転再開に向けて早急な復旧作業を実施した。

(2) 施行方法

排水作業については直営で行い、施設等の復旧工事は請負（委託）で実施した。

(3) 事業場所

川口市リサイクルプラザ（川口市朝日4-21-33）

(4) 事業実施期間

平成17年8月13日～12月20日

3 補助事業の概要

(1) 関係法令等

- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱
- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い
- ・内閣府、構成労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

(2) 区分

廃棄物処理施設災害復旧費

(3) 事業費内訳

① 総事業費（当初報告時）	11,451,000円
② 実支出額	33,091,800円（補助対象外分含む。）
③ 国庫補助対象事業限度額	5,725,000円
④ 国庫補助基本額	5,671,356円
⑤ 精算交付申請額	2,977,000円
⑥ 交付決定（確定）額	未定

※ 限度額通知が年度末になるため、交付決定（確定）額は現段階では未定。